一般社団法人東京都食品衛生協会　会員の皆様へ

東食生命共済のご案内

「東食生命共済」は会員を対象とした共済で正式名称を「東食生命保険」といいます。

共済の特色　基本保障 ＋ 医療保障特約

◎基本保障（主契約の保障内容）

■万一の時に備えて…

●病気死亡で最高 **2,000** 万円保障
（15～35歳で5口加入の場合）

●災害死亡で最高 **4,000** 万円保障
（15～35歳で5口加入の場合）

■月々の負担は無理なく…

1口　**2,000** 円

■ちょっとうれしいことが…

満期返戻金の支給

附加給付金の支給

■新規にご加入いただける方は…

15 歳から **75** 歳までの方が新規加入できます
（お申込み時に、健康状態につき告知していただきます。）

◎医療保障特約

■ 基本保障にご加入いただいた方のみ加入できます

■ 日帰り入院からお支払いの対象です

■ 掛金は加入年齢により異なります

■ 年齢に関係なく一律保障

● ガン入院の場合	1日15,000円
● 生活習慣病入院の場合	1日10,000円
● 入院（傷害または疾病）の場合	1日　5,000円

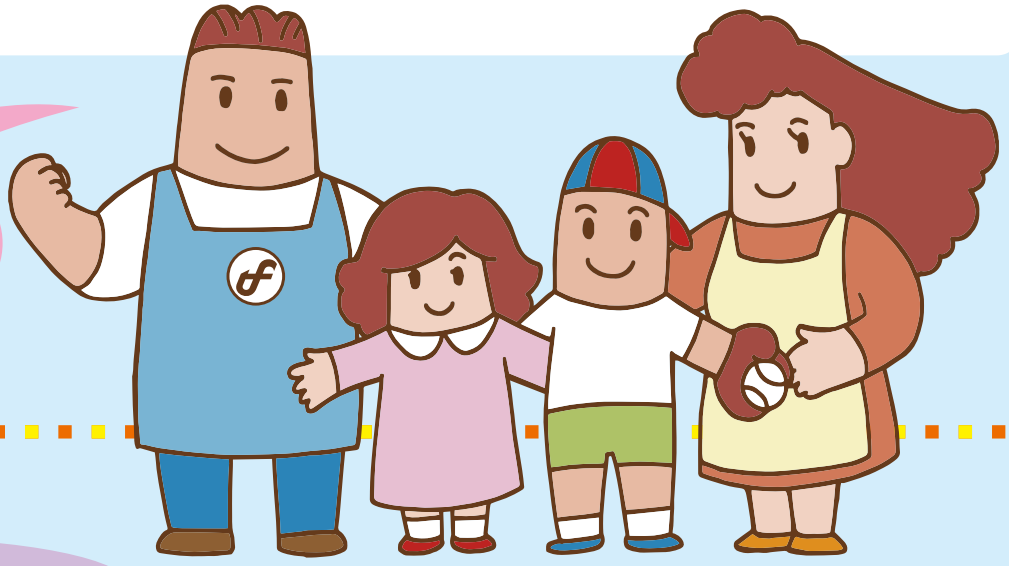

加入しましょう

食品業界の共済で今日も安心明るいファミリー

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京都台東区寿４－15－７　食品衛生センター内

電話　03（5828）7180

基 本 保 障（主契約の保障内容）

1. 保障の内容（1口につき）

※契約期間についてはP6を参照ください。

加入年齢（満年齢）／保障内容	15歳～35歳	36歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳～75歳	説明（保険金をお支払いする場合）
死亡保険金（高度障害保険金）	400万円	300万円	200万円	200万円	100万円	60万円	35万円	保険期間中に病気死亡、または責任開始期以後に発生した病気により保険期間中に別冊に記載の所定の高度障害状態に該当したとき
災害死亡保険金（災害高度障害保険金）	800万円	600万円	400万円	400万円	200万円	120万円	70万円	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日より180日以内かつ保険期間中に死亡もしくは別冊に記載の所定の高度障害状態に該当したき、または責任開始期以後に発病した別冊に記載の所定の感染症により、保険期間中に死亡もしくは別冊に記載の所定の高度障害状態に該当したとき
	（死亡保険金あるいは高度障害保険金を合算した額です。）							
災害障害保険金	400～12万円	300～9万円	200～6万円	200～6万円	100～3万円	60万円～1万8千円	35万円～1万5百円	契約期間中に発生した事故により傷害を被った場合で、事故の日から起算して180日以内に後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。詳細は8ページをご覧ください。 災害障害保険金額 × 割合（3%～100%） ※災害障害保険金は加入期間を通じ合算して死亡保険金の額が限度となります。
災害入院保険金	日額6,000円	日額4,500円	日額3,000円	日額3,000円	日額1,500円	日額900円	日額600円	契約期間中に発生した事故により傷害を被った場合で、事故日から起算して180日以内に入院したときに保険金をお支払いします。 災害入院保険金日額 × 入院日数 ※入院日数は1回の入院について125日を限度とし、加入期間を通算して700日を限度とします。

※ 保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは3ページの6項をご覧ください。
※ 加入年齢とは、新規加入時及び更新時の満年齢です。（以降同様）

＋

〈附加給付金〉 附加給付金は東食生命共済（東食生命保険）加入後1年経過した被保険者が対象となります。

出生祝金	20,000円	被保険者または被保険者の配偶者が子供を出生したとき
成人祝金	20,000円	被保険者が満20歳になったとき
結婚祝金	20,000円	被保険者が結婚したとき
入院見舞金	20,000円	被保険者が5日以上継続して入院したとき（正常分娩、精神障害による入院を除く）

2. 返戻金（1口につき）

契約期間満了時には、**満期返戻金 20,000円**（1口につき）を支払います。
中途解約については、解約返戻金を支払います。（1年未満の解約には返戻金はありません）

3. 保険料と加入口数限度

加入年齢	月額保険料（掛金）	加入口数限度
満15歳～35歳	**月額 2,000 円** （1 口につき）	5口まで
満36歳～50歳		4口まで
満51歳～55歳		3口まで
満56歳～60歳		2口まで
満61歳～65歳		1口まで
満66歳～70歳		
満71歳～75歳		

4. 加入資格

協会の会員・その役員・従業員・それらの家族・その他関係者で、加入日現在満15歳から満75歳までの方が加入する事が出来ます。加入に際し、契約者および被保険者には被保険者の健康状態その他の告知をしていただきますが、その内容によっては加入をお断りする場合があります。脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし脱退した月の保険料が払込済の場合はその月の月末までは保障が継続します。加入後、契約期間（※）の更新時に満75歳を超えるまでは自動更新され継続加入できます。※契約期間についてはP6を参照ください。

5. 解約返戻金表（1口につき）

払込年数	1 年	2 年	3 年	4 年
解約返戻金額	**2,160 円**	**4,320 円**	**7,200 円**	**10,800 円**

※払込月数に応じ解約返戻金は異なります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

◆死亡保険金（高度障害保険金）について

1. 被保険者が加入（増額）後1年以内に自殺したとき
2. 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
3. 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。）
4. 被保険者の故意により高度障害になったとき
5. 普通保険約款第29条に規定する告知義務に違反があったとき
6. 高度障害の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
7. 契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があったとき
8. 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由によるとき

◆災害死亡保険金（災害高度障害保険金）について

1. 死亡保険金（高度障害保険金）を支払わないとき
2. 契約者または被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
3. 被保険者の犯罪行為によるとき
4. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
7. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。）
8. 災害死亡保険金（高度障害を含む）の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません
9. 契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があるとき
10. 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由によるとき

◆災害障害保険金、災害入院保険金について

1. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、被保険者の犯罪行為によるとき
3. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
4. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
5. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故あるいは被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
6. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院したのが、地震、噴火、津波によるとき
7. 被保険者が障害の状態となったあるいは入院した原因となる疾病や傷害が契約日前に生じていたとき
8. 契約者または被保険者が第29条に規定する告知義務に違反したとき
9. 契約者または被保険者が保険金を不法に取得することを目的にこの契約に加入したとき
10. 契約者または被保険者が詐欺によりこの契約に加入したとき
11. 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が保険金を不法に取得することを目的に事故を起こしたとき

医療保障特約

1. 保障の内容

被保険者が、責任開始期以後の不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因とし、かつ、保険期間中にその治療を目的として「病院または診療所」において、

● 入院（日帰り入院を含む）した場合に下記の入院保険金
● 所定の手術を受けた場合に下記の手術保険金

をお支払いします。

種　類	支払い事由	保険金日額	保険金日額内訳
入院保険金	不慮の事故による傷害または疾病による入院（最長125日まで）	**1日　5,000円**	入院保険金日額 5,000円
生活習慣病入院保険金	所定の生活習慣病よる入院（最長125日まで）（悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）	**1日　10,000円**	入院保険金日額 5,000円＋生活習慣病入院保険金日額 5,000円
ガン入院保険金	所定の悪性新生物による入院（最長125日まで）	**1日　15,000円**	入院保険金日額 5,000円＋生活習慣病入院保険金日額 5,000円＋ガン入院保険金日額 5,000円

種　類	支払い事由	保険金額	備　考
手術保険金	不慮の事故による傷害または疾病を原因とする所定の手術	1回の手術につき **20万円・10万円・5万円**	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も金額の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

（ご注意）

- 入院保険金、生活習慣病入院保険金、ガン入院保険金の保険金額はそれぞれ、「保険金日額（5,000円）× 入院日数」で算出し、1回の入院につき125日分、通算して700日分がお支払い限度です。
- 各保険金の支払い限度日数について、契約が更新された場合にも更新前の支払日数は引き継がれます。
- 手術保険金は、入院の有無や入院期間にかかわらず支払いますが、所定の手術の場合に限ります。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
- 入院保険金・手術保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは5ページの第5項をご覧ください。

2. 掛金および加入口数

加入年齢	月額掛金	加入年齢	月額掛金	加入口数
満15歳～35歳	**2,000円**	満61歳～65歳	**6,000円**	全年齢1口のみ
満36歳～50歳	**2,000円**	満66歳～70歳	**9,000円**	
満51歳～55歳	**3,000円**	満71歳～75歳	**12,000円**	
満56歳～60歳	**4,000円**			

3. 加入資格

- 主契約に加入している方で、（加入日現在）満15歳より満75歳までの方。（医療保障特約のみの加入はできません）
- 主契約を脱退した場合には、医療保障特約も同時に脱退となります。脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、脱退した月の保険料が払込済の場合はその月の末日までは保障が継続されます。
- 過去5年以内に重大な疾患で手術または治療を受けたことのある人は、現在健康であってもこの特約に加入することはできません。※
- 申込の日において、次のような状態にある人はご加入いただけません。※

①過去3ヶ月以内に医師の検査・治療・投薬を受けたこと、および医師から検査・治療を勧められている方。
②過去5年以内に、病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上入院をしたことのある方。
③過去5年以内に、病気やケガで7日間以上にわたり医師の検査・治療・投薬を受けたことのある方。
④下記の病気で、過去5年以内に医師の検査・治療・投薬を受けたことのある方。

1. ガン
2. 肉腫
3. 白血病
4. 腫瘍
5. ポリープ
6. リンパ腫
7. 異型上皮
8. 潰瘍性大腸炎
9. 肝炎
10. 肝硬変
11. 膵炎
12. 腎炎
13. ネフローゼ
14. 腎不全
15. 子宮筋腫
16. 狭心症
17. 心筋梗塞
18. 心臓弁膜症
19. 先天性心疾患
20. 心筋症
21. 不整脈
22. 脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）
23. てんかん
24. 糖尿病
25. 高血圧症

※告知の結果、協会が加入を承諾した場合はこの限りではない。

4. 入院についての補足事項

(1) 入院の定義

入院とは次の全ての条件を満たすことを要します。

- 保険金支払対象の入院とは医療保険制度によって保険給付の対象となる入院を言う。
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、加入（保険）期間中に開始した入院であること。

  （注）被保険者がこの保険契約の更新後に、責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始の日から起算して２年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。

  医師（当協会が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、以下の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

  ※病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当協会が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含む）、またはこれと同等と当協会が認めた日本国外にある医療施設とします。

  （注）治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」には該当しません。

(2) 2 回以上入院された場合

被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が、同一か医学上重要な関係があると当協会が認めたときは、1 回の入院とみなします。ただし、各々の保険金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

(3) 転入院または再入院された場合

入院保険金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当協会がこれを認めたときには継続した 1 回の入院とみなします。

(4) 入院中に保険期間が満了した場合

被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院中に加入（保険）期間が満了し、ご契約を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については加入（保険）期間中の入院とみなします。

(5) 入院した原因が複数である場合

被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を開始したとき、または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により継続して入院したものとみなします。

①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき。

②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき。

5. 次の場合は保険金をお支払いできません

◆医療保障特約について

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
2. 被保険者の犯罪行為によるとき
3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
5. 被保険者の薬物依存によるとき
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
7. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
8. 出産のための入院（ただし、当協会が異常分娩と認めた場合はこの限りではない）
9. 医療保障特約特約条項第 14 条に規定する告知義務に違反があったとき
10. 医療保障特約特約条項別表2、別表3、別表4、別表5に規定する「入院」「手術」以外によるとき
11. 医療保障特約特約条項別表1「支払の対象となる入院」以外のとき
12. 入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入日から起算して２年を経過した後に開始した入院・手術等については、加入日以後の原因によるものとして保険金をお支払いします
13. 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって、保険契約が取消しまたは無効とされたとき
14. 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約が解除されたとき

共 通 事 項

1. 契約日（加入日）

毎月 20 日の締切日までに加入申込書のご提出と第 1 回保険料のお払込みを各総合事務所へ行なっていただき、当協会が保険契約を承諾した方について、翌月 1 日を契約日として、その日から契約の効力が発生します。
※なお、加入申込の際には、各被保険者の加入同意の確認として、加入申込書に各被保険者自身が記名・押印のうえご提出ください。

2. 契約期間と更新

契約期間は5年間で5年毎に自動更新されます。（5年毎の更新時に満 75 歳を超える場合は契約期間が終了となり脱退いただきます。）

3. 保険料（掛金）の払込み方法

加入申込時に第 1 回保険料を各総合事務所にお払込みいただき、第 2 回目からは金融機関より口座振替制度でお払い込みいただきます。医療保障特約にご加入の方は主契約と特約の保険料をあわせて払込んで下さい。

4. お申し込みに際しての注意事項

加入申込の際は、加入申込書に記載されている各項目（性別・年齢・健康状態）について正しくご記入ください。また、加入申込書への記載事項により、ご契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。　正しくご記入いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
ご契約後に、次のようなことが生じたときは、ただちに各総合事務所へご連絡ください。
ご連絡がない場合は、変更の後に保険金の支払い事由が生じても、保険金をお支払いできなかったり、支払額を削除させていただくことがあります。
＜例＞
○ご住所を変更されるとき　○職業、職種を変更されるとき　○会員事業所を脱退・移動されるとき　○改姓されたとき　など

5. 事故のご報告及び保険金のご請求

被保険者に万一のことがあったり、不慮の事故で障害を受けたとき、または入院したときは30日以内に各総合事務所または、協会までご連絡下さい。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意下さい。各総合事務所備え付けの申請書類によってただちに請求手続を行なってください。ご通知がない場合はお支払いできない場合がございます。
なお、各保険金の受取人は次の通りです。（ご加入時にご指定ください）

死亡保険金・災害死亡保険金の受取人 …… 被保険者の遺族（申込書で指定できます。注1）
その他の保険金（高度障害保険金および医療特約含む）…… 被保険者

（注1）指定がない場合は法定相続人が受取人となります。
※事業主（法人）は被保険者の同意を得て死亡・災害死亡保険金の受取人を事業主（法人）とすることができます。受取人が事業主（法人）のときは、保険金の請求の際、死亡・災害死亡保険金のご請求について被保険者の遺族の了知が必要になります。
※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

6. その他

1. 保険契約者保護機構について

当協会の「東食生命保険」は、認可特定保険事業者の取り扱う保険商品です。このため、保険会社などで構成する「保険契約者保護機構」の対象にはなっておらず、当該機構が行う破たん保険会社に対する資金援助の対象とはなりません。また、保険契約も保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

2. 個人情報の取扱いについて

一般社団法人東京都食品衛生協会の個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の安全管理と適切な取り扱いに努めております。詳細については、一般社団法人東京都食品衛生協会のホームページ（https://www.toshoku.or.jp）の「プライバシー・ポリシー」をご覧ください。
また、保険契約に関する個人情報について、当協会が契約する外部委託業者に業務を委託するために提出する場合があることを同意のうえお申込みください。

3. 生命保険料控除について

この保険は、所得税法上の生命保険料控除の対象になりません。

高度障害保険金・災害高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態

高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

（1）両眼の視力を全く永久に失ったもの
（2）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
（3）中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（4）胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（5）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（6）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（7）1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（8）1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

ア．語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
イ.脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
ウ．声帯全部のてき出により、発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

※高度障害保険金・災害高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

災害障害保険金　障害状態による割合表

1. 眼の障害	（1）　両眼が失明したとき （2）　1眼が失明したとき （3）　1眼の矯正視力が0.6以下となったとき （4）　1眼が視野狭窄（しやきょうさく＝正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます）となったとき	100% 60% 5% 5%
2. 耳の障害	（1）　両耳の聴力を全く失ったとき （2）　1耳の聴力を全く失ったとき （3）　1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	80% 30% 5%
3. 鼻の障害	（1）　鼻の機能に著しい傷害を残すとき	20%
4. 咀（そ）しゃく言語の障害	（1）　粗（そ）しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき （2）　粗（そ）しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき （3）　粗（そ）しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき （4）　歯に5本以上の欠損を生じたとき	100% 35% 15% 5%
5. 外貌（がいぼう）（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	（1）　外貌（がいぼう）に著しい醜状を残すとき （2）　外貌（がいぼう）に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕（はんこん）、長さ3cmの線状痕（こん）程度をいいます）を残すとき	15% 3%
6. 脊柱の障害（せきちゅう）	（1）　脊柱（せきちゅう）に著しい変形または著しい運動障害を残すとき （2）　脊柱（せきちゅう）に運動障害を残すとき （3）　脊柱（せきちゅう）に変形を残すとき	40% 30% 15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	（1）　1 腕または 1 脚を失ったとき （2）　1 腕または 1 脚の 3 大関節中の 2 関節または 3 関節の機能を全く廃したとき （3）　1 腕または 1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃したとき （4）　1 腕または 1 脚の機能に障害を残すとき	60% 50% 35% 5%
8. 手指の障害	（1）　1 手の母指（ぼし）を指関節（指節間関節）以上で失ったとき （2）　1 手の母指（ぼし）の機能に著しい障害を残すとき （3）　母指（ぼし）以外の1指を遠位指関節以上で失ったとき （4）　母指（ぼし）以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	20% 15% 8% 5%
9. 足指の障害	（1）　1 足の第1足指を趾（し）関節（指節間関節）以上で失ったとき （2）　1 足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき （3）　第1足指以外の1足指を第2趾（し）関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき （4）　第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	10% 8% 5% 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき		100%

※災害障害保険金の支払対象となる障害状態は身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

このパンフレットは東食生命保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。ご加入にあたっては必ず別冊の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」及び普通保険約款、特約条項をご覧ください。ご不明な点がございましたら下記お申し込み・お問合わせ先までお問合せください。

◆お申し込み・お問合わせ先・事故発生時の連絡先

一般社団法人東京都食品衛生協会 事業部共済課	〒111−0042　台東区寿4−15−7　食品衛生センター内			03（5828）7180
銀　座総合事務所	〒104−0061	中央区銀座2−10−18	東京都中小企業会館4階	03（3542）0161
恵比寿総合事務所	〒150−0021	渋谷区恵比寿西1−7−7	EBSビル7階	03（5458）1631
新　宿総合事務所	〒160−0023	新宿区西新宿7−10−7	加賀谷ビル2階	03（3363）3791
池　袋総合事務所	〒170−0013	豊島区東池袋1−21−11	オーク池袋ビル7階	03（3984）6701
立　川総合事務所	〒190−0023	立川市柴崎町3−9−7	多摩川実業ビル3階	042（524）7020

2024年1月作成